

令和6年度

インクルーシブな学校運営モデル事業(1年次)報告書

ー静岡県における「共生・共育」の歩みー

令和7年3月

静岡県立田方農業高等学校

はじめに

令和6年度に静岡県教育委員会は、文部科学省から「インクルーシブな学校運営モデル事業」の指定を受けた。本報告書は、3年間の研究の一年目のまとめである。

研究の実施校は、県立田方農業高等学校と県立沼津特別支援学校伊豆田方分校の2校である。平成21年（2009年）、田方農業高等学校の敷地(校舎)内に伊豆田方分校が設置された。両校は、当初より県が提唱する「共生・共育」の一環として「交流授業」、「交流活動」を実施してきた。これは本研究の『交流及び共同学習』に当たるものである。

加えて、田方農業高等学校は、平成12年（2000年）の学科改編において、ライフデザイン科セラピーコースを設置し、当該学科のスタートにあたり、県立東部養護学校（現 県立東部特別支援学校）との「交流及び共同学習」を開始している。平成17年（2005年）には、県農業教育研究会の「ユニバーサル園芸研究」事務局が設置され、学校設定科目「ユニバーサル園芸」をカリキュラムに加えている。当時の高校側の交流の目標は、生徒が「学んだことを、理解し、他者に伝える」としていた。その取り組みは、現在、高校農業の学習指導要領に示されている科目「生物活用」に発展し、全国の農業関係高校の実験実習として、「交流及び共同学習」が行われている。

今回、両校の『交流及び共同学習』を検証すると、特別支援学校の生徒も「学んだことを、理解し、他者に伝える」活動が意識して行われていることが改めて分かった。

一年目の研究としては、現在両校で実施されている『交流及び共同学習』を検証し、課題を明確にすることであった。検証に当たっては、兵庫県立大学 豊田 正博教授、静岡大学 山元 薫准教授のお二人に研究協力者として指導・助言をいただいた。ここに改めて感謝を申し上げます。

静岡県内の高等学校内に特別支援学校高等部分校（知的障害）が12校設置されているが、「交流及び共同学習」の内容や取り組み方はそれぞれの学校に委ねられており、全県的なインクルーシブな学校運営はなされていない。また、多くの設置校では、「交流及び共同学習」が特別活動に限られている現状も見られる。



本研究の二本の柱である「交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい授業の在り方の研究」や「現行の教員配置に拘らない専門性を高めた授業実施のための体制構築の在り方の検討」を行っていくことで、県内高校と特別支援学校高等部との「交流及び共同学習」が充実することを願っている。

静岡県立田方農業高等学校
校長 久保田 豊和

目 次

はじめに	1
目 次	2
I 「インクルーシブな学校運営モデル事業」の概要	3
II 静岡県における「共生・共育」	4
III 田方農業高等学校と沼津特別支援学校伊豆田方分校の「交流及び共同学習」の実際	
1 行事交流（特別活動）	6
2 交流授業（高等学校ライフデザイン科と伊豆田方分校作業班との交流授業）	6
3 交流授業（高等学校各学科生徒と伊豆田方分校の学年単位で交流授業）	7
4 体育授業交流	8
5 地域の学校との交流活動	8
6 地域での活動	8
IV 本事業の推進とインクルーシブな学校運営	
1 共生・共育連絡協議会	10
2 学校運営協議会	10
3 「共に育てる自立と輝きー伊豆田方分校地域応援団合同研修会」の開催	10
4 特別支援学校のセンター的機能を生かした高等学校との支援ネットワーク	10
5 本事業推進のための連携協議会	10
V 「交流及び共同学習」とは	
1 学習指導要領等に見る「交流及び共同学習」	10
2 「サラマンカ宣言」と「障害者の権利に関する条約」	12
VI インクルーシブな教育に係る視察の実施	
1 フィンランドの学校教育の現状	14
2 滋賀県におけるインクルーシブな教育	16
VII 令和6年度事業の整理と今後の取り組み	
1 令和6年度事業における課題	18
2 令和7年度事業の展望	18
付録 活動の記録写真	19

I 「インクルーシブな学校運営モデル事業」の概要

本事業は、障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が「交流及び共同学習」を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を行うものであり、令和6年度は10団体に委託されている。(表1)

表1 インクルーシブな学校運営モデル事業委託10団体

委託団体	指定校	委託団体	指定校
北海道	北海道七飯養護学校 七飯町立七飯中学校	宮崎県	宮崎県立小林こすもす支援学校 小林市立東方小学校 小林市立東方中学校 宮崎県立小林高等学校
群馬県	北海道中札内高等養護学校 北海道更別農業高等学校	横浜市	横浜市立若葉台特別支援学校 横浜市立若葉台小学校 横浜市立若葉台中学校
福井県	福井県立清水特別支援学校 越前町立朝日小学校 福井市立清水中学校	名古屋市	名古屋市立若宮高等特別支援学校 名古屋市立若宮商業高等学校
静岡県	静岡県立沼津特別支援学校 伊豆田方分校 静岡県立田方農業高等学校	秦野市	神奈川県立秦野支援学校 秦野市立末広小学校
京都府	京都府立舞鶴支援学校 京都府立聾学校舞鶴分校 舞鶴市立池内小学校 舞鶴市立中筋小学校 舞鶴市立高野小学校 舞鶴市立城南中学校	信州大学	信州大学教育学部附属特別支援学校 信州大学教育学部附属長野小学校 信州大学教育学部附属長野中学校

本事業の趣旨は、障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、「特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営する学校運営モデルを構築するもの」であり、学校運営連携校は、教職員の理解啓発や授業の実践にとどまらず、一体的な運営の在り方を研究することが前提であるとしている。

具体的には、以下のことが留意点として以下の点を示している。

- ・学校組織としての運営の在り方を明らかにする研究に取り組む必要がある。
- ・両校による連携協議会の開催は、一体的な運営の基盤となる。特別支援学校と高等学校のいずれか一方に頼った運用ではなく、両校がともに主体的に運営する効果的な体制を工夫していくことが重要である。
- ・外部からの専門的かつ客観的な評価を得ながら研究を進めることができるよう、そうした助言が得られる教員養成大学や医療、福祉、保健等の専門家を連携協議会の構成員に含め

るなど、専門家の助言が得られるような環境を設定する。

- ・カリキュラム・マネージャーは、本事業に係る取組を自ら企画・運営し、一体的な運営体制の構築に向けて要となる役割を果たすことが求められること。
- ・行事交流や日常的な交流にとどまらず、学校教育法施行規則第50条第1項及び第2項、第72条、第83条、第126条から第128条で示す教科等における「交流及び共同学習」を実施するものであること。
- ・実施に当たっては、単に各教科等の授業を交流の場とするということではなく、各教科等のねらいの達成を目的とすることが重要であり、特別支援学校学習指導要領と高等学校学習指導要領それぞれを踏まえ、授業の目標や指導内容を設定し、学校運営連携校それぞれの教育課程における各教科等に位置付けた実践と検証を行うこと。

本事業では、以下の2つの柱で研究を推進していく。

ア 発展させた「交流及び共同学習」の共同開発

イ 一体的で専門性を生かした指導体制の構築

Ⅱ 静岡県における「共生・共育」

静岡県では、小学校や高等学校に特別支援学校の分校を設置することを推進してきた。通常の学校の中に特別支援学校の分校が設置されたのは、1999年(平成11年)の東部特別支援学校伊東分校が、伊東市立西小学校に設置されたことに始まる。県立の特別支援学校は学区が広範囲に及び、特別支援学校就学の希望があっても通学が困難なケースが多かった。児童生徒数が限られた地域では、学校設置が困難な状況の中、ともに生活する分校設置は非常に効果的な手立てとなった。

障害の有無にかかわらず、ともに地域で生活し、地域で学び、地域で育つ共生社会づくりが進められる中、静岡県では、これらの取り組みを「共生・共育」という合言葉で展開してきた。伊東市立西小学校では、通常の学級に加え、特別支援学級、通級による指導(通級指導教室)、特別支援学校(伊東分校)といった多様な学びの場が設定された。

そして、2004年(平成16年)には高等学校への特別支援学校高等部分校が設置され、現在は高等学校12校(表2)に設置され、さらに設置の計画が進んでいる。

本校(田方農業高等学校)に、沼津特別支援学校伊豆田方分校が設置されたのは2009年(平成21年)4月であり、両校の交流は令和6年度末で満16年となる。

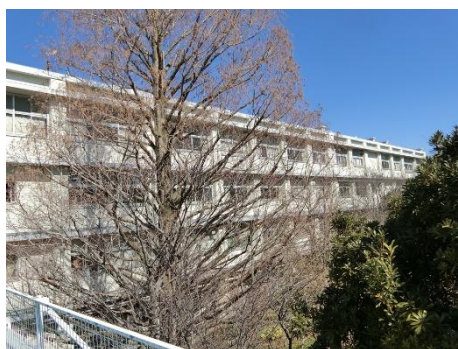


図1 分校は北館の2階に位置する

表2 特別支援学校分校が併置されている学校

	設置年月	設置した学校	特別支援学校	学部	備考
※1	1999年4月	伊東市立西小学校	東部特別支援学校 伊東分校	小・中	2023.9 小学校再編等により単独分校に
※2	2001年4月	清水市立清水小学校	静岡北特別支援学校 清水分校	小・中	2010.4 児童生徒数の増加により単独本校に
1	2004年4月	駿河総合高等学校	静岡北特別支援学校 南の丘分校	高	旧 静岡南高校に設置
2	2006年4月	伊豆伊東高等学校	東部特別支援学校 伊豆高原分校	高	旧 伊東高校城ヶ崎分校に設置
3	2006年4月	池新田高等学校	掛川特別支援学校 御前崎分校	高	
※3	2008年4月	下田市立下田小学校	伊豆の国特別支援学校 伊豆下田分校	小・中	
4	2009年4月	田方農業高等学校	沼津特別支援学校 伊豆田方分校	高	
5	2010年4月	磐田北高等学校	袋井特別支援学校 磐田見付分校	高	
6	2011年4月	松崎高等学校	伊豆の国特別支援学校 伊豆松崎分校	高	
7	2011年4月	富士宮北高等学校	富士特別支援学校 富士宮分校	高	
8	2011年4月	浜松城北工業高等学校	浜松特別支援学校 城北分校	高	
9	2013年4月	沼津城北高等学校	沼津特別支援学校 愛鷹分校	高	
10	2013年4月	焼津水産高等学校	藤枝特別支援学校 焼津分校	高	
11	2023年4月	富士東高等学校	富士特別支援学校 富士東分校	高	
12	2024年4月	小山高等学校	御殿場特別支援学校 小山分校	高	

※1・※2・※3：小学校に設置された特別支援学校

※上記以外に、障害児入所施設内に、磐田分校(小・中学部、県立磐田学園内)及び駿遠分教室(小・中学部、駿遠学園内)が設置されている。

※参考:田方農業高等学校ホームページ <https://www.edu.pref.shizuoka.jp/tagata-ah/>

※参考:伊豆田方分校ホームページ <https://www.edu.pref.shizuoka.jp/izutagata-b/>

Ⅲ 田方農業高等学校と沼津特別支援学校伊豆田方分校の「交流及び共同学習」の実際

沼津特別支援学校伊豆田方分校の設置にあたり、開校前の段階から運営に関する各委員会が開催され、開校後の「交流及び共同学習」の取り組みについても議論されてきた。

学科改変に伴って設置されたライフデザイン科のセラピーコースでは、「生物活用」を一つの柱として、園芸を介在とした多様な学習を通して、園芸福祉に関する知識・技術を身につけている。特別支援学校生徒との学習活動は、「生物活用」における「実習」や「課題研究」の役割も担っている。

以下に、「交流及び共同学習」の実施状況について記載する。

1 行事交流（特別活動）

学校行事等において、主に特別活動に位置づけられる行事の交流である。（表3）
儀式的内容のもののほか、体育行事、文化行事等、学校全体の活動において交流を行っている。防災訓練では、一緒に防災の知識や技術を学ぶことができる。

表3 行事交流

	時 期	行 事 名	備 考
1	4 月	田方農業高校生徒と伊豆田方分校生徒の対面式	
2	5 月	体育祭	
3	7 月	学校美化活動	第1回
4	9 月	防災訓練	第1回
5	11月	田農祭（文化祭）	第1日目
6	11月	田農祭（文化祭）	第2日目
7	12月	防災訓練	第2回
8	12月	学校美化活動	第2回
9	3 月	伊豆田方分校卒業式に吹奏楽部が参加	
全9日(回)			

2 交流授業（高等学校ライフデザイン科と伊豆田方分校作業班との交流授業）

ライフデザイン科セラピーコースの2年生及び3年生生徒と、分校の作業学習の各班生徒との交流授業である。（表4） 分校の作業学習作業班は、園芸班、陶芸班、清掃班、木工班の4班が編制されており、園芸についてはより専門的に学習している田方農業高校の生徒が、陶芸・清掃・木工については作業学習で取り組んでいる分校の生徒が、それぞれ中心となって学習を展開していく。教育課程上、セラピーコースの生徒は「生物活用」・「総合実習」、分校の生徒は「作業学習」の授業であり、学習内容や活動を分かりやすく説明することで、日ごろの学習の実践の場となっている。

表4 交流授業

	実施予定日	学習集団	内 容
1	5月・6月・9月 10月 11月・12月 2単位時間×6回	・ライフデザイン科セラピーコース2年生 ・伊豆田方分校作業学習園芸班	種のパッキング 花の播種・栽培 アロマワックスサ シェ
2	11月・12月 2単位時間×2回	・ライフデザイン科セラピーコース3年生 ・伊豆田方分校作業学習陶芸班	陶芸製品作り
3	7月・10月 2単位時間×2回	・ライフデザイン科セラピーコース3年生 ・伊豆田方分校作業学習清掃班	校舎の清掃
4	9月 2単位時間×2回	・ライフデザイン科セラピーコース3年生 ・伊豆田方分校作業学習木工班	木工製品作り (一輪挿し)
2単位時間×12回			

3 交流授業（高等学校各学科生徒と伊豆田方分校の学年単位で交流授業）

田方農業高校の各学科生徒と伊豆田方分校の各学年の生徒との交流授業である。(表5)
この授業では、田方農業生徒が主体的に各学科の学びの様子について実践をとおして伝達している。田方農業高校は「生物活用」、伊豆田方分校は「総合的な探求の時間」の取り扱いとしている。

表5 交流授業

	実施予定日	学習集団	内 容
1	7月 2単位時間×1回	・動物科学科動物活用コース3年生 ・伊豆田方分校1年生	動物とのふれあい
2	9月 2単位時間×1回	・食品科学科食品栄養コース3年生 ・伊豆田方分校1年生	クッキー作り
3	9月 2単位時間×1回	・食品科学科食品加エコース2年生 ・伊豆田方分校2年生	クッキー作り
4	10月 2単位時間×1回	・食品科学科食品加エコース3年生 ・伊豆田方分校2年生	パン作り
5	12月 2単位時間×1回	・動物科学科生産動物コース3年生 ・伊豆田方分校2年生	乳牛の管理
6	10月 3単位時間×1回	・ライフデザイン科フードコース3年生 ・伊豆田方分校3年生	調理実習(防災食)
2単位時間×6回			

4 体育授業交流

田方農業高校と伊豆田方分校の体育の授業において、合同で授業を行っている。集団での協議を取り上げ令和6年度はボッチャの授業を行った。（表6）

表6 体育授業交流

	実施予定日	学習集団	内 容
1	10月 1 単位時間×3 回	・ 田方農業高校3 年生 ・ 伊豆田方分校1・2・3 年生	集団競技 (R6年はボッチャ)
1 単位時間×3			

5 地域の学校との交流活動

学校周辺地域にある他の学校との「交流及び共同学習」の実施とともに、学校間の連携を深めている。（表7-1 表7-2、）

表7-1 田方農業高等学校と地域の学校との交流活動

	区 分	交流校	実施回数	備 考
1	田方農業高校	東部特別支援学校高等部 (肢体不自由教育校)	5 回	ハーバリウム プランター作り、他
2		間宮幼稚園	4 回	サツマイモつるさし 芝生坊や、他

表7-2 伊豆田方分校と地域の学校との交流活動

	区 分	交流校	実施回数	備 考
1	伊豆田方分校	函南小学校	1 回	清掃活動
2		函南西小学校	—	陶芸活動

6 地域での活動（販売活動・清掃活動・支援活動・ボランティア）

地域の人たちと様々な活動をとおして互いの理解を深めていく。高等学校では、直接、人とかかわる中で、必要なかわり方を学び、相手の思いに寄り添い、他者にとっても自分にとっても地域の中で豊かな時を過ごせるよう活動を深めていく。特別支援学校では、より幅広い活動を他者とともに作り上げ、地域の一員としての役割を担い、地域に貢献していく大切さを感じ取っている。（表8-1、表8-2）

表 8 - 1 田方農業高等学校の地域での活動

	区 分	交流先	実施回数	備 考
1	田方農業高校	三島錦田保育園	6 回	ハーバリウム、プランター作り ジャガイモの収穫
2		伊豆ライフケアホーム	3 回	ハーバリウム フラワーアレンジメント
3		認知症カフェ	7回	園芸クラフト、花苗の植栽
4		いずのんこどもファーム	9 回	※野菜の種まき、世話、収穫 園芸クラフト
5		こころのまま アートプロジェクト	5 回	※障害のある子どもの支援 アート作品作り

※印 ボランティアで参加（土曜、日曜日に開催）

表 8 - 2 伊豆田方分校の地域での活動

	区 分	交流先	実施回数	備 考
1	伊豆田方分校	伊豆ゲートウェイ函南 (道の駅)	12回	自主製作納品(販売) (木工製品・陶芸製品) 花壇整備、イベントへの参加
2		伊豆総合高校	3 回	合同で清掃活動
3		三島南高校	1 回	合同で募金活動
4		函南町役場	2 回	花壇整備
5		塚本公民館	—	清掃活動
6		志cocoro(就労継続B型)	1 回	花壇整備
7		近隣在住の方 田方農業高校教職員	随時	野菜の販売

※伊豆田方分校の地域交流の様子

<https://www.edu.pref.shizuoka.jp/izutagata-b/category/kubun/symbiosis/>

Ⅳ 本事業の推進とインクルーシブな学校運営

1 共生・共育連絡協議会

【参加者】 田方農業高校：副校長、教頭、教務主任、カリキュラム・マネージャー

伊豆田方分校：副校長、高等部主事、教務主任

各学期1回の開催であるが、本事業の進捗に合わせて、カリキュラム・マネージャーが参加して調整及び意見交換を行った。

2 学校運営協議会

田方農業高校と伊豆田方分校の学校運営協議会はそれぞれに組織されているが、令和6年度の第2回運営協議会を合同で開催した。協議会において、本事業の趣旨を説明するとともに、意見交換を行った。

3 「共に育てる自立と輝き—伊豆田方分校地域応援団合同研修会」の開催

地域（伊豆田方分校通学区：函南町・伊豆の国市・伊豆市）の良さや地域資源の活用、そして伊豆田方分校の在り方について共に考え、生徒や卒業生が地域の方々と共に生き生きと自分らしく生活できる共生社会を目指した地域づくりの推進に寄与するため、分校学校運営協議会と共催で実施した。

4 特別支援学校のセンター的機能を生かした高等学校との支援ネットワーク

県内の高等学校を地域ごとにブロックをつくり、すべての特別支援学校がそれぞれにブロックを担当し、特別支援学校が核となって支援のネットワークを形成している。

高等学校の要請に応じて相談支援やケース会議に参加する。また、定期的にネットワーク会議を開催し、高等学校における特別支援教育の充実に努めている。

5 本事業推進のための連携協議会

本事業の推進にあたり、定期的に連携協議会を開催した。必要に応じて、随時関係者が参加するとともに、本事業に助言をいただいている外部専門家である教員養成大学准教授(1名)及び農福連携関係大学教授(1名)にも参加をお願いした。

Ⅴ 「交流及び共同学習」とは

1 学習指導要領等に見る「交流及び共同学習」

本校の場合、同じ敷地内(校舎内)にある高等学校と特別支援学校高等部分校という関係の中で、「交流及び共同学習」については16年間という実績を有する。ゆえに本事業を推進するにあたり、「交流及び共同学習」の意義、インクルーシブ教育システムとの関連性について、改めて確認及び認識をする必要が出てきた。以下に、関連内容を示す。

○高等学校学習指導要領（抜粋）（第Ⅰ章 総則 第6款 学校運営上の留意事項 2）

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

イ 他の高等学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

○特別支援学校高等部学習指導要領（抜粋）（第Ⅰ章 総則 第6款 学校運営上の留意事項 2の(2)）

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) (略)

(2) (略)

特に、高等部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

○特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（幼稚部・小学部・中学部）（抜粋）
（第3編 第2章 第6節 2）

6 家庭や地域社会との連携並びに学校相互の連携や交流及び共同学習

（第Ⅰ章第2節第4の1（6））

特別支援学校や小・中学校等が、それぞれの学校の教育課程に位置付けて、障害のある者となない者が共に活動する交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有しているとともに、双方の児童生徒にとって、意義深い教育活動であることが明らかになってきている。また、平成23年8月の障害者基本法の改正によって、第16条第3項に「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」と規定されている。よって、今回の改訂においても、特別支援学校の児童生徒と小・中学校等の児童生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことを位置付けている。

障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒が一緒に参加する活動は、

相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。したがって、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要がある。 (略)

○学校における交流及び共同学習の推進について

～「心のバリアフリー」の実現に向けて～ Ⅰの(Ⅰ) (抜粋)

(Ⅰ) 交流及び共同学習に関する基本的な考え方

- 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校（以下「小・中学校等」という。）並びに特別支援学校が行う、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等の交流及び共同学習は、障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。
- このような交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障害のある児童生徒等にとっては、様々な人々と共に助け合い支え合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるとともに、障害のない児童生徒等にとっては、障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、障害のある人に対する支援を行う場に積極的に参加したりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながり、さらに、児童生徒等の成長を通じてその保護者の意識の向上も促すなど、社会における「心のバリアフリー」の実現に資するものである。

2 「サラマンカ宣言」と「障害者の権利に関する条約」

1994年(平成6年)6月、スペインのサラマンカにおいて、ユネスコとスペイン政府共催による「特別なニーズ教育に関する世界会議」が開催され、「特別なニーズ教育に関するサラマンカ声明」が採択された。この声明の柱となったのが「インクルーシブ教育システム」である。

障害のある人の社会参加の潮流は、1981年(昭和56年)に世界規模で行われた「国際障害者年」の取り組みであり、「完全参加と平等」をスローガンに取り組まれた。現在の特別支援学校教育(当時の養護学校教育)が義務化されたのは、そのわずか2年前の1979年(昭和54年)である。(現9年制の小・中学校教育の義務化は1947年(昭和22年)、盲・聾学校教育の義務化は1948年(昭和23年))

障害のある人の社会参加と教育の改善が叫ばれる中、2006年(平成18年)国際連合総会で採択されたのは、障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約「障害者の権利に関する条約」(通称：障害者権利条約)である。本条約の第24条には以下のような記述がある。2007年(平成19年)、日本も本条約に署名し、2014年(平成26年)条約に批准した。

○障害者の権利に関する条約 第二十四条 教育

締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する。

- (1)人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (2)障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (3)障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること教育制度及び生涯学習を確保する。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

- (1)障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (2)障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
- (3)個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。
- (4)障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
- (5)学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

2011年(平成23年)8月、障害者基本法の一部改正が公布された。また、2013年(平成25年)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称：障害者差別解消法)が公布、2016年(平成28年)4月、施行となった。

○障害者基本法 十六条（教育）抜粋

国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

VI インクルーシブな教育に係る視察の実施

1 フィンランドの学校教育の現状

北欧における2023年の世界幸福度ランキングを「World Happiness Report 2023」の各国の順位とスコアを見ると、1位フィンランド、2位デンマーク、3位アイスランド、4位スウェーデンと上位を北欧の国が占めている。また、「持続可能な開発ソリューション・ネットワーク」が世界各国のSDGsの達成度を評価した「Sustainable Development Report」（サステナブル・ディベロップメント・レポート、持続可能な開発報告書）についても、1位フィンランド、2位スウェーデン、3位デンマークと続く。と同時に、インクルーシブな社会の構築が進んでいる国々であると言われている。日本の幸福度ランキングは47位であり、SDGs達成度は2023年21位、2024年18位となっている。いずれも項目ごとの達成評価は決して高くない。また、国連からは、日本におけるインクルーシブな学校教育の進展に懸念されることが指摘されている。

【視察報告】

視察期間 2024年9月28日(土)から10月3日(木)

視 察 地 フィンランド（ヘルシンキ）

○フィンランドの教育システム(フィンランド教育の原則)

フィンランド教育の基本的な原則は、全ての人が平等に質の高い教育や訓練を受けられるということである。民族的背景や年齢、貧富の差や居住地に関係なく、全ての人に同じ教育の機会が可能でなければならない。現在は、移民や難民の受け入れも大きな課題となりつつも、人口の増加を国力として捉え、人材育成に努めている。そのため、教育制度については、多様なインクル・アプローチを可能にしているシステムを整え、就学前教育から高等教育まで全て無償としている。

特別支援教育は、特に通常の教育の中で実施される必要があることの認識が高く、小中学校のすべての子供に学習支援を受ける権利がある理解が浸透し、補助や支援を、教育の平等という形で質の高い教育が受けられるということが当たり前の状況としてある。教員はあらゆる教育的ニーズに応え、平等に質の高い教育をすることの意識がとても高く、担当した学年の成果について、常に強い責任感を抱いている。しかし、教員に万能に対応することを求めるのではなく、各専門職と支援員が複数人在籍し、専門的な立場を尊重しつつ質の高い教育を提供するようにしている。

小中学校で頻繁に活用されている集中的支援というのは、常に支援が必要また同時にいくつかの支援を受ける必要がある子供に対するシステムである。この目的は子供に多様なシステムティックな支援を提供することで、学年ごとに確実に学力を付け、次の学年及び課程に進学できるようにするためである。子供たちが学習支援・集中的支援によって通常の授業に適應することが難しい場合、特別な支援(特別支援学級や特別支援学校等の特別な場を利用する)を受けることになる。特別支援学級や特別支援学校を必要に応じて活用する

が、日本に比べ、転校や転籍への抵抗感は親子共に少なく、必要な教育を受けることへの権利の方が優先される傾向にある。

○小学校視察（JUOKILAAKSO School）

視察した小学校は、160人規模で、1クラス20人程度の学級で編成されていた。教員は修士を取得していて教育学の専門家として、学校経営および学級経営、授業を担当している。学校は、毎年、働きやすさを指標に教職員から評価を受け、時に評価が悪い場合は、校長が交代することもある。特別支援教育については、診断に関わらず、担任の判断で支援方法を開始することができ、子供のニーズによって、専門的なスタッフの配置や派遣要請を教育委員会にできる。

教科指導の面では、ICTの活用を前提とした教材教具が多様である一方、物作りを中心とした技術や図画工作に当たる授業科目も教育課程で重要な位置を占めている。物理的環境面では、教室内に窓のあるブースが設けられ(図2・3)、教室から一旦、エスケープしたい子どもが避難しつつも、同じ授業を受けることができる環境も作られていた。集中的な支援として、必要な支援について教員が意思決定することができ、必要に応じて、過敏性や認知面、情緒面的な支援を提供している。また、ニーズに応じた支援員等も計画的に配置される(図4)。



図2 教室の様子



図3 教育内のブース



図4 教科ごとに支援員等の配置

○職業学校視察（Vantaa Professional School Varja）

フィンランドでは、仕事に就くためには、「資格」が必要である。そのために、資格取得をするために、必要な知識及び技能を身に付けるために職業学校が設置され、中学校卒業後は、通常の高等学校か職業学校を選択することになる。比率とすると、通常の高等学校への進学が60%、職業高校が40%になる。移民や難民の成人の人たちも随時、必要に応じて入学することができる。

入学すると、取得したい資格に応じて、個別の指導計画(個々にカリキュラム)を作成し、基礎学力と職業に関する知識及び技能の習得を目指す。この個別の指導計画の作成で



図5 食品加工の実習室

は、個別にコーディネーターとの面談を通して、カウンセリングやコーチングを受けていく。学校は、この面談の中で、合理的配慮、言語能力(母語)、生徒指導的な問題等についても把握し、特別な支援を講じていくことになる。実習では、現場と同様の環境が再現された教室で(図5)、資格保有者を指導者として技術等の授業を受けていく。内容(例えば、美容関係、食品関係等)によっては、集客をして実践しながらの実習を重ねて、本試験に臨んでいる。

○STEAM

視察したトゥルク市では、STEAM教室を実施し、大学や高等学校を中心として、幼児教育や小学校にも科学教育を波及させ、市全体が協働して取り組むようになっていた。幼児期から、身近にある科学に触れ、フィンランドの資源や産業等を学ぶことによって、将来的にも科学に携わっていこうとする資質・能力を育成する政策が市全体で具現化されていた(図6)。



図6 STEM TURKU

○視察を終えて

- ・移民や難民の受け入れによる人口増加を国力としてとらえ、すべての人に教育の機会が平等にあること、正当な教育を受け学力をつける権利があることの意識が高いことが、インクルーシブ教育を支える意識の高さと財源の確保をもたらせている。
- ・インクルーシブ教育を実現するための、人材育成、人材の確保、教育課程の基準、市単位(教育行政単位)の体制整備、三段階支援が確立し、社会に浸透している。
- ・教育に対して、「場を共有する」ことより「自分に必要な教育を受ける」ことへの意識が高い。そのため教員は教育職として、実態把握をする力、支援を提案する力、授業実践、評価する力への意識が高く、制度面、教育面、マネジメント面において専門的な力を兼ね備えている。

2 滋賀県におけるインクルーシブな教育

○滋賀県の特別支援学校

本年度、滋賀県の学校視察を実施した。滋賀県には、県立特別支援学校本校15校(内、知的障害を対象としている学校は12校)、分教室等教場が5教場、計17教場が設置されており、琵琶湖を囲むような配置となっている。盲学校、聾話学校以外は養護学校という名称である。知的障害教育校の内6校が高等学校と特別支援学校の併置校であり、そのうち4校は高等養護学校である。(2校は分教室(静岡で言う分校)である。)

今回、滋賀県立甲南高等学校・県立甲南高等養護学校及び滋賀県立北大津高等学校・県立北大津高等養護学校の2並置校の視察を行った。

○滋賀県立甲南高等学校・滋賀県立北大津高等学校と県立高等養護学校

視察校の設置学科や系列については表9のとおりである。いずれの学校も社会参加に向けて専門的に探究を深める学科、類型となっている。また、特別支援学校においては、「しがごと検定」が用意され、運搬陳列、清掃メンテナンス、接客、事務補助の4種について、10級から1級までの認定が与えられる。

表9 視察校の設置学科・系列等

	甲南高等学校	甲南高等養護学校	北大津高等学校	北大津高等養護学校
設置学科	総合学科	しごと総合科	普通科	しごと総合科
系列・類型等	生物と環境系列 (生物・環境) バイオとかがく系列 食と健康系列 福祉と保育系列	(職業教科) 服飾(家政) 調理(家政) 農業 木工(工業) 介護(福祉)	1年 普通コース 国際文化コース 2・3年 アドバンス類型 キャリア類型 スポーツ類型	(職業教科) 被覆(家政) 調理(家政) 農業 流通・サービス 福祉

※北大津高校 アドバンス類型は国際文化コース及び理系進学コースの2コース



図7 甲南高等学校・甲南高等養護学校



図8 北大津高等学校・北大津高等養護学校

高等学校と高等養護学校の並置校においては、校長が並置する2校を兼務している。法律上2校の学校として設置されているが、校長が同じであることによって、実際の運営は、1つの学校として機能し、非常に効果的な学校運営が行われている。教職員も兼務発令が出されている。校訓、校章、校歌、そして制服、その他の服装も共通である。

高等養護学校への進学希望者は多く、入学者選考によって入学してきた生徒は、高等学校生徒と近接した実態もみられる。入学式や卒業式などの儀式的行事、運動会や文化祭、生徒会、部活動など、多くの活動がいっしょに行われている。

現時点では、校務分掌などの全てが一元化されているわけではないということであったが、インクルーシブな柔軟な学校運営として、大きな可能性を見ることができた。

Ⅶ 令和6年度事業の整理と今後の取り組み

1 令和6年度事業における課題

【交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい授業の在り方の検討】

- ・ ライフデザイン科セラピーコースと高等部分校との活動に関しては、学習指導要領の改訂にあたって、新たな視座で「交流及び共同学習」を捉えなおす必要がある。交流の視点から共同学習の視点への移行が重要である。そのためには、活動の目的から個々の学習の目標に視点をあてた授業づくりが重要である。
- ・ 高等部分校と農業高校各学科の活動は、「交流」が目的ではなく、相互に目指す生徒像を定め手段とする必要がある。
- ・ 農業高校の特色として行われてきた「交流及び共同学習」を、他の高校・特別支援学校分校併置校でも実施可能となるような普遍性のあるシステムにする必要がある。

【現行の教員配置にこだわらない専門性を高めた授業実施のための体制構築の在り方】

- ・ 新たなインクルーシブな学校運営体制の在り方を検討するため、高校と高等養護学校の併置、校長及び教職員の兼務を実践している滋賀県を参考に考える。静岡県には設置されていない高等特別支援学校の実践は、作業学習あるいは職業教科(専門科目)による指導など、特別支援学校高等部の教育課程の在り方を考える参考になった。
- ・ 田方農業高校・伊豆田方分校両校の学校運営協議会も加えて、地域でのインクルーシブ教育のあり方について検討することが重要である。

2 令和7年度事業の展望

【交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい授業の在り方の検討】

- ・ 「交流及び共同学習」のための時間ではなく、高校の通常の授業に（単元単位で）高等部分校の生徒が参加する方策について研究する。
- ・ 単発の「交流及び共同学習」に関しては、より良い目標達成のために構成的グループエンカウンターの手法導入について研究する。
- ・ 両校の「交流及び共同学習」の教育課程上の位置づけを明確にし、両校のカリキュラム上に示す。

【現行の教員配置にこだわらない専門性を高めた授業実施のための体制構築の在り方】

- ・ 現行の静岡県のインクルーシブ教育(共生・共育)の在り方を検証するため、校長、教職員の兼務事例に加えて、知的障害生徒の全日制高校在籍事例（神奈川県）についても視察研究をおこなう。
- ・ 両校の学校運営協議会において、本事業の今後の進め方について熟議を行う。

付録 活動の記録写真





